

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻し実施のご案内

株式会社下関大丸発行の「オーダーメイドお仕立券」「トロージャンスペシャルオーダーお仕立券」について

いつもご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

株式会社下関大丸発行の「オーダーメイドお仕立券」「トロージャンスペシャルオーダーお仕立券」につきましては、令和6年8月31日(土)をもちまして利用を終了させて頂きました。資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、「オーダーメイドお仕立券」「トロージャンスペシャルオーダーお仕立券」の払戻しを実施させていただきます。

未使用の「オーダーメイドお仕立券」「トロージャンスペシャルオーダーお仕立券」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※ 株式会社下関大丸は、令和2年3月1日より株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸下関店として営業しております。

1. 前払式支払手段発行者の商号

- 株式会社大丸松坂屋百貨店 (株式会社下関大丸)

2. 払戻しを行う前払式支払手段の種類

- 表面に「オーダーメイドお仕立券」、裏面に発行者が「株式会社下関大丸」と記載されているお仕立券

(143,000円券)



- 表面に「トロージャンスペシャルオーダーお仕立券」、裏面に発行者が「株式会社下関大丸」と押印されているお仕立券

(22,000円券、44,000円券)



3. 払戻し期間

令和7年6月1日(日)～令和7年9月30日(火)

受付時間は、午前10時00分から午後6時00分まで(土・日祝日も対応可)

※ 上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し方法 (先着順全額払)

- お申し出される方の住所、氏名、連絡先を下記 5. の連絡先まで電話にてご連絡下さい。
- ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「払戻し申請書」を郵送いたします。払戻し申請書に必要事項(ご住所・お名前・振込口座・払戻しお仕立券の枚数と券No)をご記入いただき、返信用封筒に未使用の払戻し対象お仕立券を同封のうえ、下記 5. の連絡先宛に返信して下さい。
- 返信された払戻し申請書記載内容と未使用のお仕立券を確認(「株式会社下関大丸」発行の券のみ対象)し、指定口座へ合計金額を振込みます。
- (返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。)
- 払戻し期間の最終日当日(令和7年9月30日(火))消印のものまでが有効となります。
- 明記された個人情報は、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 連絡先・お問い合わせ先

- 株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸下関店 事務管理担当

〒750-8503 山口県下関市竹崎町四丁目4番10号

TEL 050-1782-8820 (大丸下関店 事務管理直通)

※ 受付・照会時間は、午前10時00分から午後6時00分まで(土・日祝日も対応可)